

○国家公務員宿舎法施行令第 16 条かっこ書きに規定する財務大臣が定める場合の取扱いについて

〔昭和 46 年 3 月 20 日〕  
蔵理第 992 号

改正 昭和46年10月20日蔵理第4554号  
同 47年 9月 7日同 第3902号  
同 48年 6月15日同 第2805号  
同 59年10月 2日同 第3448号  
同 60年 5月 1日同 第1589号  
同 61年 2月15日同 第438号  
同 62年 4月21日同 第1669号  
同 62年10月14日同 第4067号  
平成元年 4月 1日同 第1668号  
同 4年 5月15日同 第1967号  
同 12年12月26日同 第4612号  
同 13年 3月23日財理第1032号  
同 15年 4月15日同 第1546号  
同 15年 6月12日同 第2279号  
同 16年 4月16日同 第1397号  
同 20年 3月31日同 第1428号  
同 23年 4月15日同 第1818号  
同 27年12月 1日同 第4735号  
令和元年 5月14日同 第1641号  
同 2年 2月14日同 第511号  
同 2年 6月30日同 第2269号  
同 3年 3月19日同 第951号

大蔵省理財局長から各省各庁官房長・各財務局長宛

国家公務員宿舎法施行令（昭和 33 年政令第 341 号。以下「令」という。）第 16 条かっこ書きに規定する財務大臣が定める場合及びその取扱いについては、下記によることとされたので、命により通知する。

なお、この通達の趣旨は、宿舎を明け渡さない場合に支払わなければならない損害賠償金を宿舎の使用料の額の 1.1 倍に相当する金額に軽減することができる場合及びその取扱いを定めたものである。

おって、この通達は昭和 46 年 4 月 1 日から適用することとし、昭和 40 年 11 月 25 日付蔵国有第 2345 号「国家公務員宿舎法施行令第 14 条かっこ書きに規定する大蔵大臣が定める場合の取扱いについて」通達は廃止する。

記

1 令第 16 条かっこ書きの規定により、損害賠償金の額を軽減すること（以下「軽減措置」という。）ができる場合は、次のとおりとする。

(1) 国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宿舎（以下「宿舎」という。）の貸与を受けていた者（以下「被貸与職員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、次に掲げる法人に使用される者（役員又は常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるために退職又は転任した場合において、公庫等職員として一定期間勤務した後、それに引き続き再び法第 2 条第 2 号に定める職員（以下「国等の職員」という。）となることが明らかな場合であって、当該宿舎の維持管理機関（法第 7 条の規定により宿舎の維持及び管理に関する事務の委任を受けた者を含む。以下同じ。）が当該被貸与職員又は主としてその収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認める場合。

イ 地方公共団体

ロ 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人

ハ 沖縄振興開発金融公庫

ニ 国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人（当該法人のうち、法の適用を受ける法人を除く。）

ホ 独立行政法人造幣局

ヘ 独立行政法人国立印刷局

ト 職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）附則第 2 条に規定する株式会社

チ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者

リ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）第 9 条第 1 項に規定する指定法人

ヌ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 43 条の 11 第 1 項の規定により指定される国際戦略港湾の港湾運営会社

(2) 被貸与職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、次に掲げる法人の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるために退職した場合において、独立行政法人等役員として一定期間勤務した後、それに引き続き再び国等の職員となることが明らかな場合であって、当該宿舎の維持管理機関が当該被貸与職員又は主としてその収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認める場合。

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（法の適用を受ける独立行政法人を除く。）

ロ 国家公務員退職手当法施行令第 9 条の 4 各号に掲げる法人

ハ 特定地方独立行政法人

(3) 被貸与職員が転任、配置換、勤務する官署（独立行政法人（法の適用を受けない独立行政法人を除く。以下同じ。）の事業所を含む。以下同じ。）の移転その他これら

に類似する事由により、当該宿舎を明け渡さなければならなくなった場合であって、当該宿舎の維持管理機関が、主として当該被貸与職員の収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認める場合。

- 2 軽減措置ができる期間は、原則として、法第 18 条第 1 項の規定による宿舎を明け渡さなければならぬ日（明渡しを猶予された場合は、明け渡さなければならぬ日と定められた日。以下「明渡期日」という。）から 3 年を超えないものとする。
- 3 軽減措置の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 宿舎の維持管理機関は、軽減措置を受けようとする者がある場合には、その者に別紙様式による「宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書」（以下「申請（承認）書」という。）を、明渡期日の 1 か月前までに、その所属していた官署の長（当該者が独立行政法人の職員の場合には、法第 7 条第 2 項の規定により当該独立行政法人を所管する各省各庁の長の委任を受けた官署の長。以下同じ。）を経由して提出させるものとする。

上記の申請（承認）書には、当該被貸与職員又は主としてその収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ない旨の当該被貸与職員の任命権者又はその委任を受けた者（各省各庁の本省庁及び外局の本局にあっては、人事担当課長を含む。以下「任命権者等」という。）の証明を付さなければならない。

- (2) 当該宿舎の維持管理機関は、申請（承認）書の内容を審査の上、これを適当と認めて軽減措置を承認したときは、被貸与職員の所属していた官署の長を経由して当該申請（承認）書を被貸与職員に交付するものとする。
- (3) 任命権者等は、2 に定める期間において、被貸与職員が再び国等の職員に復帰しないことを決定した場合には、直ちに当該宿舎の維持管理機関にその旨を通知しなければならない。

この場合において、当該決定のあった日の属する月の翌月 1 日以降の期間にかかる損害賠償金については、軽減措置を適用しないものとする。

- 4 軽減措置による損害賠償金の納入告知の方法については、昭和 33 年 10 月 3 日付蔵計第 2862 号「継続的不法行為による損害賠償金債権に係る納入告知の方法について」（大蔵大臣発各省各庁の長あて）通達によるものとする。ただし、軽減措置による損害賠償金は、法第 15 条第 4 項に規定する明渡猶予期間中の宿舎の使用料と同様に取り扱い、納入告知書又は納付書による納付期限までの延滞金については、同通達の規定にかかわらず、これを徴収しないものとする。

- 5 1 の場合のほか、次の(1)の職員（以下「事業庁等職員」という。）であった者のうち、次の(2)に該当する者であって、宿舎の貸与を受けていた者（以下「被貸与事業庁等職員」という。）が、日本郵政公社及び独立行政法人国立印刷局（以下「公社等」という。）の成立の日において公社等の職員となり、公社等の職員として一定期間勤務した後、それに引き続き再び国等の職員となることが明らかな場合であって、当該宿舎の維持管理機関が当該被貸与事業庁等職員又は主としてその収入により生計を維持する者を引き続き当該宿舎に居住させておくことがやむを得ないと認める場合は、軽減措置ができるものとする。この場合において、2 から 4 の規定並びに別紙様式については、(3)に掲げる表の左欄に掲げる字句を、同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

- (1) 事業庁等職員
  - イ 郵政事業庁の職員
  - ロ 財務省印刷局の職員
- (2) 事業庁等職員以外の国等の職員であった者で、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旧任命権者」という。）の要請に応じ、事業庁等職員となった者
- (3)

読み替えられる字句	読み替える字句
明渡期日の1か月前までに 所属していた官署の長	公社等の成立後速やかに 事業庁等職員となる直前に所属して いた官署の長
被貸与職員	被貸与事業庁等職員
任命権者又はその委任を受けた者	旧任命権者
任命権者等	旧任命権者等
（注）独立行政法人の職員の場合には、「旧所属官署」を「旧所属事業所」に読み替えて記入するものとし、「職務の級、号俸等」は記入を要しないものとする。	（注）事業庁等職員の場合には、「旧所属官署」を二段書きし、上段に「事業庁等職員となる直前に所属していた官署」、下段に「旧所属官署」を記入するものとする。

## 6 書面等の作成・提出等の方法

### (1) 電子ファイルによる作成

本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。

### (2) 電子メール等による提出等

イ 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。

ロ 上記イの方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

別紙様式

宿舎損害賠償金軽減申請（承認）書

令和 年 月 日

殿

旧所属官署  
職務の級、号俸等  
氏 名

（注） 独立行政法人の職員の場合には、「旧所属官署」を「旧所属事業所」に読み替えて記入するものとし、「職務の級、号俸等」は記入を要しないものとする。

現在貸与を受けている次の2に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由により、国家公務員宿舎法施行令第16条かっこ書き規定による損害賠償金の軽減を受けたいので、所要の証明を添えて申請します。

- 1 理由
- 2 宿舎

宿舎名及び戸番	宿舎の規格	宿舎の所在地	自動車の指定保管場所

- 3 現在の勤務先及び職名
- 4 居住者

氏名	年令	性別	本人との続柄	職業	扶養手当支給の有無

上記の居住者を引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむを得ないことを証明する。

令和 年 月 日

任命権者等

上記申請に対し、当該宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承認する。

令和 年 月 日

維持管理機関

記

- 1 軽減措置の期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで
- 2 損害賠償金の額 月額 円
- 3 条 件

- (1) 申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、速やかに宿舎の維持管理機関に、その旨を届け出なければならない。
- (2) 損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が国家公務員宿舎法第18条第2項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。